

令和6年3月28日

指定給水装置工事事業者 様

尼崎市公営企業管理者
塚本 英徳

給水装置工事 設計・施工基準の改定について（通知）

平素は、本市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

下記の通り「給水装置工事 設計・施工基準」を改定しますので通知します。

記

- 1 改定日
令和6年4月1日
- 2 主な改定内容
別紙のとおり
- 3 頒布方法
公営企業局ホームページに掲載（PDF形式）[ダウンロード無料]

以 上

主な改定内容

1 サドル分水栓のせん孔時の挿入コア密着形義務化

サドル分水栓のせん孔穴の防錆を目的とした挿入コアについて非密着形の使用を廃止し、密着形を義務化する。ただし、経過措置として令和6年9月30日までは非密着形も使用できることとする。

2 水道法改正に伴う変更

水道法による権限が厚生労働省から国土交通省に移管となることから、令和6年4月1日に水道法改正されるため対象箇所の内容を変更する。

3 給水装置工事申込書の様式変更

給水装置工事申込書の代理人記入欄を削除する。

4 その他

- (1) 給水設計協議が必要な条件である「給水の高さが6mを超える場合」が明記されていなかったため追加する。
- (2) 「1つのPS内に2つ以上のメーターを設置する場合は、立ち上がりから各々分岐すること。」を削除する。
- (3) その他水道業務システム更新に伴い運用を変更した部分等について修正する。

以上